

菊陽町都市公園条例(昭和58年条例第28号)の全部を次のように改正する。

目次

第1章 総則(第1条)

第1章の2 都市公園及び公園施設の設置基準(第1条の2―第1条の5)

第2章 都市公園の管理(第2条―第10条)

第2章の2 工作物等の保管の手続等(第10条の2―第10条の6)

第3章 雑則(第11条―第19条)

第4章 罰則(第20条―第23条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)に定めるもののほか、菊陽町都市公園(以下「都市公園」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

第1章の2 都市公園及び公園施設の設置基準

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第1条の3 町の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、町の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。

(町が設置する都市公園の配置及び規模の基準)

第1条の4 町が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて町における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
 - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
 - (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
 - (4) 主として町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

第1条の5 法第4条第1項の条例で定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、令第6条第1項第1号に掲げる場合に該当する場合は同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として、同項第2号に該当する場合は同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として、それぞれ前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、令第6条第1項第3号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前2項の規定により認められる建築面積を超えることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、令第6条第1項第4号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第2章 都市公園の管理

(行為の制限)

第2条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
(2) 業として写真又は映画を撮影すること。
(3) 興行を行うこと。
(4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
(5) 広告物を表示すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出して許可を受けなければならない。
- 4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合及び集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益にならないと認める場合に限り、第1項各号又は前項の許可を与えることができる。
- 5 町長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を附することができる。
(許可の特例)

第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。
(行為の禁止)

- 第4条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。
- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
(3) 土地の形質を変更すること。
(4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
(5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
(6) 立入禁止区域に立ち入ること。
(7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめておくこと。
(8) 都市公園をその用途以外に使用すること。
(利用の禁止又は制限)

第5条 町長は、都市公園の損壊その他の理由により利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。
(有料公園施設)

第5条の2 有料公園施設は、次の表の有料公園施設の欄に掲げるとおりとする。

公園名	有料公園施設
菊陽杉並木公園	管理センター、スポーツ広場、総合体育館、テニス場、多目的グラウンド、アーバンスポーツパーク

- 2 有料公園施設を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
- 3 菊陽杉並木公園ふれあい広場及び第1項の有料公園施設の供用日及び供用時間は、次の表のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、供用日又は供用時間を変更することができる。

公園施設名		供用日	供用時間		備考
			月別	時間	
菊陽杉並木公園	ふれあい広場 (管理センターを除く。)	1月4日から12月28日まで	4月から9月まで	午前9時から午後7時まで	毎週火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の規定による休日の場合は翌日)は、供用しない日とする。
			10月から翌年3月まで	午前9時から午後5時まで	
	管理センター	1月4日から12月28日まで	4月から翌年3月まで	午前9時から午後5時まで	
	スポーツ広場	1月4日から12月28日まで	4月から9月まで	午前9時から午後7時まで	
			10月から翌年3月まで	午前9時から午後5時まで	
	総合体育館	1月4日から12月28日まで	4月から翌年3月まで	午前9時から午後10時まで	

	テニスコート	1月4日から12月28日まで	4月から翌年3月まで	午前9時から午後10時まで	
	多目的グラウンド	1月4日から12月28日まで	4月から翌年3月まで	午前9時から午後10時まで	
	アーバンスポーツパーク	1月4日から12月28日まで	4月から翌年3月まで	午前9時から午後10時まで	

(公園施設の設置等の許可申請書の記載事項)

第6条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 設置する公園施設名
- イ 設置の目的
- ウ 設置の期間
- エ 設置の場所
- オ 公園施設の構造
- カ 公園施設の管理の方法
- キ 工事实施の方法
- ク 工事の着手及び完了の時期
- ケ 都市公園の復旧方法
- コ その他町長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他町長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物の管理の方法
- (2) 工事实施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 都市公園の復旧方法
- (5) その他町長の指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める簡易な変更)

第7条 法第6条第3項ただし書の条例で定める簡易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
(設計書等)

第8条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者、又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書、及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

第9条 法第5条第1項の許可を受けた者は、別表第1に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。

3 第2条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる使用料を納付しなければならない。

4 第5条の2の許可を受けた者は、別表第4に掲げる使用料を納付しなければならない。

(監督処分)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。この場合において、許可の取消し等により許可を受けた者が損害を受けても、町長はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に附した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

2 町長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
第2章の2 工作物等の保管の手続等

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第10条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第10条の3 法第27条第5項の規定による公示は、菊陽町公告式条例(昭和30年菊陽町条例第2号)の定めるところにより行うものとする。

2 町長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管した工作物等の一覧を規則で定めるところにより関係者に閲覧させるものとする。

(工作物等の価額の評価の方法)

第10条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、町長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第10条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、規則で定める場合は、随意契約により売却することができる。

(工作物等を返還する場合の手続)

第10条の6 町長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

第3章 雑則

(届出)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (6) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (7) 第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料の徴収)

第12条 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用、第2条第1項各号に掲げる行為又は有料公園施設の利用(以下「都市公園の使用」という。)の期間が3月を超えない場合においては、都市公園の使用の許可の際徴収する。ただし、利用者が官公署、学校、アマチュアスポーツ団体その他町長が特に認めるものであるときは、この限りではない。

2 都市公園の使用の期間が3月を超える場合においては、次の各号に掲げる期間の区分により、初期の分は使用の許可の際、次期以降の分は当該各期の始に徴収する。

- (1) 第1期 4月から6月まで
- (2) 第2期 7月から9月まで
- (3) 第3期 10月から12月まで
- (4) 第4期 1月から3月まで

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 都市公園を使用する者が不可抗力により使用ができなかったとき。
- (2) 町の都合により都市公園の使用の許可を取り消したとき。

(3) 第5条の2の許可を受けた者が使用日の7日前までに使用の取消し又は変更を申し出て、町長が相当な理由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第14条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第15条 町長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第16条 第2条から第14条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(管理の委託)

第17条 町長は、公園施設の管理を行政区等に委託することができる。

2 前項の規定により委託する場合においては、委託事務の範囲、委託の条件その他委託に関し、必要な事項は契約で定める。

(指定管理者による管理)

第17条の2 町長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて町長が都市公園ごとに指定するもの(以下「指定管理者」という。)に都市公園の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条の2第3項の規定にかかわらず当該指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、公園施設の供用日を変更し、若しくは別に定め、又は供用時間を変更することができる。

3 第1項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、当該都市公園に本条例を適用するに際して、第2条、第5条及び第5条の2第2項の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が都市公園の管理を行うこととされた期間前にされた第2条第1項若しくは第3項又は第5条の2第2項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が都市公園の管理を行うこととされた期間前に第2条第1項若しくは第3項又は第5条の2第2項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第17条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 都市公園の維持管理及び修繕に関する業務

(2) 都市公園の効用を高めるための業務

(3) 法第6条第1項又は第3項に規定する都市公園の占用(競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物に限る。)の許可に関する業務

(4) 第2条第1項又は第3項に規定する都市公園における行為の許可に関する業務

(5) 第5条に規定する都市公園の利用の禁止又は制限に関する業務

(6) 第5条の2第2項に規定する有料公園施設の利用の許可に関する業務

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が都市公園の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第17条の4 第9条第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、指定管理者に占用(競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物に限る。)、行為又は有料公園施設の利用に係る料金(以下本条において「利用料金」という。)を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表第2(競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物の占用に限る。)、別表第3及び別表第4に定める金額に100分の130を乗じて得た額を上限として、指定管理者が町長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復義務)

第17条の5 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった都市公園を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときはこの限りでない。

(秘密保持義務)

第17条の6 指定管理者又は指定管理者の行う事務に従事している者若しくは従事していた者(以下「従事者」という。)は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、その管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならな

い。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても同様とする。

(損害賠償)

第18条 故意又は過失により都市公園をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行につき必要な事項は、町長が定める。

第4章 罰則

第20条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第2条第1項又は第3項(第16条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条(第16条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第10条第1項又は第2項(第16条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による町長の命令に違反した者

第21条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科する。

第22条 法人(人格のない社団を含む。以下同じ。)の代表者又は法人若しくは私人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は私人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は私人に対しても各本条の過料を科する。

第23条 法第5条の3の規定により町長に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、町長とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月28日条例第9号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月9日条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する菊陽町都市公園条例第19条の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

- 3 この条例に係る改正後の菊陽町都市公園条例別表第3の規定は、菊陽町都市公園条例別表第3の改正規定の施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用する。

附 則(平成23年3月23日条例第8号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日条例第6号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月12日条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の菊陽町町民センター設置条例、菊陽町東部町民センター設置条例、菊陽町老人福祉センター設置及び管理に関する条例、菊陽町都市公園条例、菊陽町杉並木公園管理センター設置条例、菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例、菊陽町公民館設置及び管理に関する条例、菊陽町武蔵ヶ丘コミュニティセンター設置条例、菊陽町南部町民センター設置及び管理に関する条例、菊陽町ふれあいの森研修センター設置及び管理に関する条例、菊陽町民総合運動場設置条例及び菊陽町民体育館条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用の許可を受けた者に係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月24日条例第11号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の菊陽町町民センター設置条例、菊陽町東部町民センター設置条例、菊陽町ふれあい交流・福祉支援センター設置及び管理に関する条例、菊陽町老人福祉センター設置及び管理に関する条例、菊陽町都市公園条例、菊陽町杉並木公園管理センター設置条例、菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例、菊陽町公民館設置及び管理等に関する条例、菊陽町武蔵ヶ丘コミュニティセンター設置条例、菊陽町南部町民センター設置

及び管理に関する条例、菊陽町図書館設置及び管理に関する条例、菊陽町ふれあいの森研修センター設置及び管理に関する条例、菊陽町町民総合運動場設置条例及び菊陽町民体育館条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用の許可を受けた者に係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和5年6月15日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
(菊陽杉並木公園管理センター設置条例の廃止)
- 2 菊陽杉並木公園管理センター設置条例(平成10年菊陽町条例第14号)は、廃止する。
(準備行為)
- 3 第5条の2第2項の規定による有料公園施設の許可に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。
(菊陽町町民体育館条例の一部改正)
- 4 菊陽町町民体育館条例(昭和48年菊陽町条例第28号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(菊陽町町民総合運動場設置条例の一部改正)
- 5 菊陽町町民総合運動場設置条例(昭和54年菊陽町条例第23号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例の一部改正)
- 6 菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例(昭和52年菊陽町条例第17号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(菊陽町公民館設置及び管理等に関する条例の一部改正)
- 7 菊陽町公民館設置及び管理等に関する条例(平成18年菊陽町条例第33号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(菊陽町武蔵ヶ丘コミュニティセンター設置条例の一部改正)
- 8 菊陽町武蔵ヶ丘コミュニティセンター設置条例(平成6年菊陽町条例第6号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(菊陽町南部町民センター設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 9 菊陽町南部町民センター設置及び管理に関する条例(平成16年菊陽町条例第4号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(菊陽町ふれあいの森研修センター設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 10 菊陽町ふれあいの森研修センター設置及び管理に関する条例(平成18年菊陽町条例第6号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(菊陽町町民センター設置条例の一部改正)
- 11 菊陽町町民センター設置条例(昭和59年菊陽町条例第29号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(菊陽町東部町民センター設置条例の一部改正)
- 12 菊陽町東部町民センター設置条例(平成12年菊陽町条例第28号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(令和7年2月12日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条の規定 令和7年4月1日
 - (2) 第2条の規定 令和8年4月1日(有料公園施設の使用許可に係る準備行為)
- 2 第1条又は第2条の規定により新たに設置する有料公園施設に係る使用許可の手續に関する行為は、前項第1号又は第2号に定める施行の日前においても行うことができる。
(指定管理者に係る準備行為)
- 3 都市公園に係る指定管理者の候補者の選定その他の指定管理者の指定の手續に関する行為は、第1項第2号に定める施行の日前においても行うことができる。

別表第1(第9条関係)

区分	単位	金額
公園施設を設置する場合	1平方メートル1年につき	240円
自動販売機	1台1年につき	売上額に100分の10を乗じて得た額

公園施設を管理する場合	1平方メートル1年につき	6,600円
自動販売機	1台1年につき	売上額に100分の10を乗じて得た額

備考

- 1 使用料算定の基礎となる面積に1平方メートル未満の端数があるとき又はその全面積が1平方メートル未満であるときは、その端数又はその全面積は、1平方メートルとして計算する。
- 2 使用期間に1年未満の端数があるとき又は全使用期間が1年未満のときは、月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。
- 3 公園施設を設置又は管理するときは、電気、水道等は許可を受けた者が別途引き込むものとする。ただし、別途引き込むことが困難であり、当該公園の設備を利用するときは、菊陽町行政財産使用料徴収条例(平成16年菊陽町条例第1号)の例により加算金を徴収する。

別表第2(第9条関係)

占有物件の種類			使用料	
			単位	金額
電柱類	本柱	第1種	1本1年につき	1,400円
		第2種		2,200円
		第3種		3,000円
	支線、支柱その他これに類するもの			1,400円
	電話柱(電気通信事業法施行令第2条の規定の例により算定した額)			
共架電線その他これらに類するもの			1メートル1年につき	13円
地下電線その他地下に設けるもの				7円
変圧塔、鉄塔その他これらに類するもの			1平方メートル1年につき	2,000円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの			1メートル1年につき	670円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物			1平方メートル1日につき	72円
標識			1本1年につき	1,600円
橋並びに道路で高架のもの			1平方メートル1年につき	2,000円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場			1月につき	720円
その他の占有物件			1平方メートル1月につき	720円

備考

- 1 電柱類のうち、第1種とは本柱(当該本柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該本柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種とは本柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種とは、本柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 共架電線とは、本柱を設置する者以外の者が当該本柱に設置する電線をいう。
- 3 使用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又は当該占有の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。この場合において、当該占有の期間に1年未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 4 使用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又は当該占有の期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 5 使用料算定の基礎となる面積に1平方メートル未満の端数があるとき、又はその全面積が1平方メートル未満であるときは1平方メートルとして計算し、使用料算定の基礎となる長さに1メートル未満の端数があるとき、又はその全長が1メートル未満であるときはこれを1メートルとして計算する。

別表第3(第9条関係)

行為の種類	単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為	1人1日につき	200円
業としての写真又は映画撮影	1人1日につき	200円
興行	1平方メートル1日につき	10円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1平方メートル1日につき	10円
広告物の表示	1平方メートル1日につき	1,600円

備考

- 1 使用期間に1日未満の端数がある場合は、1日として計算する。
- 2 面積に1平方メートル未満の端数が生じた場合は、1平方メートルに切り上げて使用料を計算する。

別表第4(第9条関係)

1 管理センター使用料

区分	単位	施設使用料	冷暖房使用料
学習室(1室につき)	1時間につき	180円	110円
ホール	1時間につき	180円	110円

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。
- 2 使用者のうち町外者が半数を超える場合は、使用料の3倍額を徴収する。

2 スポーツ広場使用料

区分	単位	金額
4分の1面	1時間につき	280円
全面	1時間につき	1,100円

備考

- 1 スポーツ広場の使用料は、スポーツ目的に利用する場合に適用する。
- 2 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。
- 3 使用者のうち町外者が半数を超える場合は、使用料の3倍額を徴収する。

3 総合体育館使用料

- (1) 総合体育館施設使用料
 - ア 専用使用料

区分		単位	金額
メインアリーナ	スポーツ活動での使用	1時間につき	2,000円
	スポーツ活動以外での使用	1時間につき	4,000円
サブアリーナ	スポーツ活動での使用	1時間につき	700円
	スポーツ活動以外での使用	1時間につき	1,400円
スタジオ	1室	1時間につき	400円
多目的室	1区画	1時間につき	400円
大会議室	1区画	1時間につき	200円
小会議室	1室	1時間につき	200円
主催者控室	1室	1時間につき	100円

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。
- 2 使用者が営利若しくは宣伝等の目的をもって使用する場合又は入場料その他これに類するものを徴収する場合は、使用料の10倍額を徴収する。
- 3 使用者のうち町外者が半数を超える場合は、使用料の3倍額を徴収する。

イ 一部使用料

区分		単位	金額
バスケットボールコート	1面	1時間につき	1,000円
バレーボールコート	1面	1時間につき	600円
バドミントンコート	1面	1時間につき	200円
柔道	1面	1時間につき	300円
剣道	1面	1時間につき	300円

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。
- 2 使用者が営利若しくは宣伝等の目的をもって使用する場合又は入場料その他これに類するものを徴収する場合は、使用料の10倍額を徴収する。
- 3 使用者のうち町外者が半数を超える場合は、使用料の3倍額を徴収する。

- 4 メインアリーナのセンターコート又はサブアリーナのバスケットボールコート若しくはバレーボールコートを使用する場合は、専用使用とみなす。

ウ 個人使用料

区分		単位	金額
トレーニング室	普通券による使用	1人2時間につき	300円
	回数券による使用	1人2時間11回分につき	3,000円

備考

- 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。
 - 町外者が利用する場合は、使用料の2倍額を徴収する。
- (2) 総合体育館冷暖房設備使用料

区分		単位	金額
多目的室	1区画	1時間につき	110円
大会議室	1区画	1時間につき	110円
小会議室	1室	1時間につき	110円

備考 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。

(3) 総合体育館附属設備使用料

区分	金額
附属設備	規則で定める額

4 テニス場使用料

(1) 施設使用料

区分		単位	金額
1面	一般	1時間につき	600円
	高校生以下	1時間につき	300円

備考

- 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。
 - 使用者のうち町外者が半数を超える場合は、使用料の3倍額を徴収する。
- (2) 照明設備使用料

区分	単位	金額
1面	1時間につき	100円

備考

- 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。
- 使用者のうち町外者が半数を超える場合は、使用料の3倍額を徴収する。

5 多目的グラウンド使用料

(1) 施設使用料

区分	単位	金額
A(野球)	1時間につき	900円
B(ソフトボール)	1時間につき	700円

備考

- 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。
 - 使用者のうち町外者が半数を超える場合は、使用料の3倍額を徴収する。
- (2) 照明設備使用料

区分	単位	金額
A(野球)	1時間につき	600円
B(ソフトボール)	1時間につき	400円

備考

- 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。
- 使用者のうち町外者が半数を超える場合は、使用料の3倍額を徴収する。

6 アーバンスポーツパーク使用料

(1) 個人使用料

区分		単位	金額
一般	2時間以内	1回につき	500円
	2時間超え	1回につき	1,000円
高校生以下	2時間以内	1回につき	250円
	2時間超え	1回につき	500円
回数券	1,000円券	1冊(11枚綴り)	10,000円
	500円券	1冊(11枚綴り)	5,000円
	250円券	1冊(11枚綴り)	2,500円

(2) 占用使用料

ア 一部占用使用料

区分	単位	金額
平日	1平方メートル1時間につき	1円
土日祝日	1平方メートル1時間につき	1円50銭

備考

- 1 土日祝日には、国民の祝日に関する法律第3条第2項及び第3項に規定する休日を含む(以下この号において同じ。)。
- 2 面積に1平方メートル未満の端数が生じた場合は、1平方メートルに切り上げて使用料を計算する。
- 3 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。
- 4 区分により算出した使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 5 一部占用して使用する場合、一部占用使用料に加え個人使用料を徴収する。

イ 全部占用使用料

区分	単位	金額
平日	1時間につき	11,500円
土日祝日	1時間につき	17,300円

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。
- 2 大会等の準備又は撤去のため、大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額に100分の30を乗じて得た額とする。
- 3 全部占用して使用する場合、全部占用使用料に加え個人使用料を徴収する。